

和歌山県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱の制定について（例規）

（最終改正：平成30年3月13日 務・会計・生企・地指・生環・刑企第21号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

情報技術を悪用したサイバー犯罪に迅速かつ適正な対応を図るため、コンピュータ技術等に関して専門的な知識を有する研究者、技術者等からの支援を受けるための制度を定めたものです。